

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第12号

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成11年新潟県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>（事業者に対する措置）</u></p> <p>第3条 <u>条例第41条第1項の規定による説明又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による助言及び同条第3項の規定による是正の勧告は、その理由その他必要な事項を記載した書面を交付して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第41条第4項の規定による情報の提供は、広く県民が知ることができる方法により行うものとする。</u></p> <p><u>（意見を述べる機会の付与の方式）</u></p> <p>第4条 <u>条例第41条第4項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出してするものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の意見の陳述をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。</u></p> <p><u>（意見を述べる機会の付与の通知の方式等）</u></p> <p>第5条 <u>知事は、意見書の提出期限（口頭で意見の陳述をすることを認めた場合には、その日時）までに相当な期間において、当該事業者に対して、次の事項を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>（1） 県民に提供しようとする情報の内容及びその理由</u></p> <p><u>（2） 意見書の提出先及び提出期限（口頭で意見の陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</u></p> <p><u>（3） 証拠書類又は証拠物を提出することができる旨</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により通知を受けた事業者がやむを得ない理由により意見書の提出期限の延長又は口頭による意見の陳述を行うべき日時の変更を申し出たときは、当該提出期限を延長し、又は当該日時を変更することができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成29年 5月30日から施行する。